

愛玩動物看護師法進捗情報共有会

開催日時 < (一社) 全国動物教育協会 動物看護部会 愛玩動物看護師養成教育協議会 >

2021年1月13日(水) 16:30~18:00 ※ZOOMにて開催

< (一社) 全国動物専門学校協会限定 >

2021年1月15日(金) 16:30~18:00 ※ZOOMにて開催

進行役 下菌 恵子 (一般社団法人全国動物教育協会 会長)

質疑応答対応 小高 大輔 (環境省自然環境局総務課 課長補佐)

次第:

1. 愛玩動物看護師法確定事項紹介
2. 愛玩動物看護師国家試験カリキュラム等検討会・カリキュラム作成ワーキングチーム開催状況情報の共有
3. 事前質問に対する回答

議事:

1. 愛玩動物看護師法 確定事項紹介

- 愛玩動物看護師法施行は2022年(令和4年)5月1日であり、第31条受験資格者に該当する国家試験カリキュラムが開始するのは法施行後の2023年(令和5年)度入学生からとなる。
- 経過措置期間は5年間であり、2022年(令和4年)5月1日~2027年(令和9年)4月31日までとなる。この経過措置期間は、受験資格の特例として国家試験カリキュラムを履修していない動物看護師の現任者や現在就学している学生が対象となる。講習会を経て予備試験を受けられる期間を5年間と定めている。
- 附則第2条・第3条の講習会、附則第3条予備試験の開始は2022年(令和4年)5月1日以降である。
- 愛玩動物看護師カリキュラムの基本的な考え方は、①診療の補助、②愛玩動物の看護、③愛護及び適正飼養の3つである。
- 愛玩動物は、犬・猫・愛玩鳥とする。これは犬猫鳥以外は取り扱いできないということではなく、獣医師法も同様の文言となっているためそれに倣った次第である。
- 動物看護師統一認定試験は、2022年(令和4年)3月実施予定の試験が最終となる。これに伴い翌年2023年(令和5年)3月に第1回の愛玩動物看護師国家試験を実施できるよう整備し、空白の年度が生じないようにしていきたい。
- 2020年(令和2年)3年制入学生及び2021年(令和3年)2年制入学生は在学中に講習会の全てを受講し、2023年(令和5年)2月末から3月頃実施予定の国家試験を受験する。
- 2021年(令和3年)3年制入学生及び2022年(令和4年)2年制入学生は在学中に講習会

の全てを受講し、国家試験を受験する。

- 2023年（令和5年）度以降の2年制入学生の国家試験受験は不可となる。

2. 愛玩動物看護師国家試験カリキュラム等検討会及びワーキングチーム開催状況情報

- 「カリキュラム等検討会」は第1回から第4回まで開催され、最終第5回は2022年（令和3年）3月22日に開催予定である。この第5回では検討会報告書について取りまとめる予定であり、カリキュラムの詳細はここで公表される。
- 「カリキュラム等検討会」の下に設置されている「カリキュラム等検討会ワーキングチーム」はカリキュラム検討を課題としており、第1回、第2回が開催された。残り2回は今年の2月に開催予定であり、第3回は受験資格の特例について、第4回は検討会報告書の取りまとめについて検討する予定である。

(1) 国家試験カリキュラムについて

- 国試カリキュラムの構成は資料H参照。この内容でほぼ確定となる予定だが、カリキュラム等検討会ワーキングチームの先生方にいただいた内容を事務局で若干修正中である。
- 国家試験カリキュラムの時間数は全体で1800時間である。国家資格化により修限年数が3年と定められたが専修学校の設置基準においては1年で800時間以上との要件があるため、 $800\text{時間} \times 3\text{年} = 2400\text{時間}$ となる。その内の1800時間は国家試験カリキュラムを組み込み、残りの $600\text{時間} + \alpha$ は各学校独自の教育に充てる。
- カリキュラムは「基礎動物学」「基礎動物看護学」「臨床動物看護学」「愛護・適正飼養学」「実習」の5本立てにしている。説明があった内容を以下にまとめる。

①基礎動物学（360時間）

動物看護等を学んでいく基礎となる科目。

②基礎動物看護学（270時間）

③臨床動物看護学（360時間）

法施行にあたり今回業務独占となった診療の補助に関わる科目、そしてこれまでもカリキュラムに組み込まれていた動物看護に関わる科目をそれぞれ設けている。

④愛護・適正飼養学（210時間）

国家資格成立によって新たにカリキュラムに組み込まれる科目。

- 1) 愛玩動物学…これまでのコアカリキュラムでは「伴侶動物学」にあたり、名称変更したもの。
- 2) 人と動物の関係学…これまでのコアカリキュラムでは「人間動物関係学」にあたり、名称変更したもの。
- 3) 適正飼養指導論…愛玩動物の適切な飼育方法と、一般の飼い主に指導していくにあたって必要となる知識を学ぶ。
- 4) 動物生活環境学…動物と人の暮らしづくりに着目した内容。基礎動物学で動物行動学を学ぶが動物の生態を学んだ上で人と動物の共生に必要なしつけ等を実践的に学ぶ。
- 5) ペット関連産業概論…ペットショップ等における実務的な内容を学ぶ。国家資格化し動物取扱責任者をはじめとした指導者的役割が期待され、動物取扱業の適正化が図られることが望

まれ、また、業務範囲が広がるため動物病院に留まらず様々なフィールドで活躍できる人材育成を目指し、診療に限定されない多様な知識を得て欲しいという意図がある。

⑤実習（600時間）

- 実習については、動物愛護・適正飼養実習が新規。
- 本来であれば自治体の動物愛護センターやペットショップ等の動物取扱業でのインターンシップも組み込まなければならないという認識である。だが昨今の新型コロナウイルスによる社会情勢を考慮すると、必ずしも受け入れ先をスムーズに確保できるとは限らないことを踏まえ、実習先の確保を強いる運用ではなく、例えば経験豊富な外部講師を招いた学内での実習シミュレーションなど各学校に応じて柔軟に行えるよう検討している。

3. 事前質問に対する回答

（主催者からのお願い：未確定なこともありますことから、予定・方向性としてご理解頂きたい。）

[国家試験カリキュラムについて Q&A]

Q1. 教科書は指定されるか？

A1. 指定するつもりはない。

Q2. 臨床実習のシラバスはどのようになるか？

A2. 概要と到達目標が記載された全体版を今後公表する。それを参考にシラバス自体は各学校で準備することになる。

Q3. 国試カリキュラム決定の時期はいつか？

A3. 正式な決定は2021年（令和3年）5月以降になる。カリキュラムの詳細は2021年（令和3年）3月末頃に掲載予定の報告書を参照いただきたい。

(2) 国家試験について

- 第1回国家試験実施見込みは2023年（令和5年）2月末～3月頃であり、動物看護師統一認定試験の実施日を参考に検討していく予定。
- 国家試験概要については資料J参照。出題方式はマークシートで、試験日数は1日間とする。問題は必須問題、一般問題、実地問題から成り、合格基準は必須問題正答率70%以上、その他の問題正答率60%以上とする。予備試験についてはワンランクレベルを下げたものを想定している。
- 費用に関しては未定。
- 国家試験は卒業時に受験する。2021年（令和3年）3年制入学生は受験機会が2回あると誤解されるかもしれないが、2年次に国家試験カリキュラムを修学した場合も受験は卒業時に行うため受験機会は平等に1回となる。

(3) 予備試験について

- 予備試験概要は資料 J 参照。
- 国家試験の第 1 回が 2023 年（令和 5 年）2 月～3 月頃に開催されるが、予備試験は当然その本試験前に受験していなければならない。予備試験の開催時期は 2023 年（令和 5 年）5 月 1 日に法施行後から第 1 回国家試験前まで、実際には 10 月～11 月の秋頃になる可能性が高い。
- 予備試験の期間は法施行後 5 年間となる。最終の 2027 年（令和 9 年）度は施行日から 5 年後となる 4 月 30 日の直前に行いたいと考えている。
- 費用は現時点では未定である。

[予備試験について Q&A]

Q1. 不合格者は再受験可能か？

A1. 再受験可能である。

Q2. 予備試験は在学中に受験できるか？

A2. 予備試験は現任者（附則第 3 条第 2 項に該当する者）に課されるものであり、在學生は受験対象ではない。

(4) 附則第 2 条 養成所について

- 指定要件の決定時期及び告示時期は 2021 年（令和 3 年）5 月中の予定である。
- 専修学校は附則第 2 条の養成所に認可申請をし、養成所指定の認可を得ることが来年度の作業。実際の認可は法施行日（令和 4 年 5 月 1 日）以降。
- 法律には養成所という言葉をもつ二つの意味で使用している。一つは、これから入学する学生を対象とした養成所のことである。これは国家試験カリキュラムを受け、卒業時には国家試験受験可能となる。もう一方は、卒業生ないし現在のコアカリキュラムを履修している学生を対象とした養成所である。こちらは不足している業務独占に関わる診療の補助や、新しく加わる愛護適正飼養の部分のみ講習会を受け、受験資格を得ることを目的とした認可申請である。未来に向けた養成所と、過去ないし現在進行形に関わる養成所でそれぞれ枠組みが異なるため、認可申請自体もそれぞれ必要となる。
- 指定要件は未定だが、資料 H のカリキュラムの形を変えて省令や告示として公表する予定である。

[附則第 2 条 養成所について Q&A]

Q1. 附則第 2 条養成所は、動物看護を教育する 2 年制課程でも可能か？

A1. 可能である。

Q2. 統一認定試験受験可能校は全て指定可能か？

A2. 全て指定可能に進めていく予定。

(5) 第 31 条養成所について

- 3 年間以上の教育課程であり国家試験コアカリキュラムを備えている養成所を意味する。
- 指定要件の決定時期、告示時期は 5 月以降の予定。

[第 31 条養成所について Q&A]

Q1. 教員要件は設定されるか？

A1. 教員要件については専修学校の設置基準より厳しい要件は課さない予定。

Q2. 施設・設備・教材要件はどのように設定されるか？

A2. 自前の実習室を設けている学校がある一方で、実習室を確保しておらず外部で実習を行う学校も存在していることを踏まえ、教員要件と同様に厳しい要件を課さない予定。

Q3. その他の要件はどのようになるか？

A3. カリキュラムを履修する体制を整えていれば、その他の要件で認可申請から除外される要件を備える予定はない。

Q4. 厚生労働省所管資格の指定養成校との相違点は何か？

A4. 厚生労働省の養成校とはそもそも法律が違うため、同じ養成所という言葉でも意味合いが異なる。厚生労働省は厳しい指定要件もあるらしいが我々としては教育の高位平準化と関係のない部分で、高いハードルを設定する意向はない。

(6) 都道府県所管について

- 養成所の認可申請は、認可を行う都道府県に相談することになる。
- 農林水産省と環境省の共管法律であるため、都道府県においても畜産系と動物愛護管理行政の 2 つの部局に関わる。
- 愛玩動物看護師の養成所としての相談窓口は、生活衛生課または畜産管理課のどちらになるのか、相談の受け皿をどのように整備するのか自治体によって異なると思うが、農林水産省も環境省もそれぞれの所管する自治体の部局に対して情報提供を行い、正確な通知をし、整備が整い次第、全動協など協会等にも共有したい。その時期は早くて 2021 年（令和 3 年）6 月以降になるだろう。
- 仮に 2021 年（令和 3 年）6 月以降に相談が行えることになった場合、今年の年内までに順次認可申請を行えるように進めていきたいと考えている。
- 事前に認可申請をしておけば、法施行の 2022 年（令和 4 年）5 月 1 日オンタイムで認可を受けられる段取りも組める。2022 年（令和 4 年）5 月 1 日の認可を目指す学校が時間に余裕を持って認可申請を行える形でスケジュールを組んでいきたい。

(7) 講習会について

- 講習会は、一般もしくは公益の社団法人または財団法人が主催することとなり、専門学校や大学が直接行うことは不可である。
- 講習会の実施団体はおそらく公募となる。制度上は複数の団体が講習会を行っても良い。
- 講習会はオンライン化を進める予定である。対面形式であると講師料や会場費がかかる。オンライン化しオンデマンドで実施することで受講者の負担を減らすとともに運営側のコストも削減でき、結果として受講費用も抑えられる。
- 講習会必要受講時間数（日数・回数）及び費用については未定である。

[講習会について Q&A]

Q1. 実施時期・開催回数の方向性について知りたい。

A1. 講習会の受講は法施行後の 2022 年（令和 4 年）5 月 1 日以降となる。公募自体はそれ以前に終わらせておく必要があるが、法施行後すぐに講習会を受講できるとは確約できない。2022 年（令和 4 年）の夏頃から講習会を受講できるようになる可能性も想定いただきたい。

Q2. 在学中に講習会を受講できるか？

A2. 受講できる。

Q3. 教員に対する講習会受講負担軽減措置はあるか？

A3. 費用面での軽減措置はないが、物理的にはオンデマンドで受講しやすいといえる。

(8) 受験スケジュール

- 2022 年（令和 4 年）4 月入学生（3 年制以上）は国家試験カリキュラム教育を行い、法施行後に第 31 条の指定養成所となれば、第 31 条の受験資格者と見なす予定である。
- 2022 年（令和 4 年）4 月入学生（3 年制以上）は法律が施行される 1 ヶ月前の入学生となり、附則第 2 条の特例が適用される。だが、2022 年（令和 4 年）4 月入学生（3 年制以上）は 1 ヶ月後に法律が施行されるので 1 ヶ月過ぎれば国家試験カリキュラムを履修できる体制になる。その場合、講習会を受けるグループに分類するのではなく、通常ルート为国家資格受験者として扱って良いのではないかと考えている。しかし法律では 3 年間の修学期間を要件としているため、3 年間マイナス 1 ヶ月を約 3 年間として解釈しても良いのか法制的な面で確約は現状できていない。いずれにせよ、2022 年（令和 4 年）4 月入学生（3 年制以上）は、講習会受講或いは受講不要は現時点では明確ではないが、国家試験を受験できることには変わりはない。
- 2 年制課程の 2022 年（令和 4 年）4 月入学生の場合は、附則第 2 条第 1 号に該当する者として講習会全てを受講し、本試験を受験する。

(9) 現任者の受験

- 附則第 2 条（講習会のみ）該当者と附則第 3 条（講習会予備試験）該当者の区分は未定。
- 附則第 3 条の現任者は非常に様々なパターンがあり、少なくとも動物看護に関わる知識を持

って動物看護師として、ないしは知識を活かし、動物看護師に関連する業務従事者については実務経験5年を踏んでいれば受験資格者としてみなす方向性でいる。

- 新コアカリキュラムがスタートした年度以降の卒業生と、旧コアカリキュラムがスタートした年度ないしはコアカリキュラムというものが世の中に存在する前のカリキュラムを履修し卒業した者とでは対応は異なる。よって個別審査をして判断をしていくことになるが、元々のカリキュラムをどのように読み替え、できる限り附則第2条の中に組み込んでいくのかという基準設定は引き続き検討している。いずれにせよ認定動物看護師受験資格可能校であれば超えられるハードルとしたい。
- 専門学校が附則第2条養成所に指定されれば、その在校生は附則第2条受験対象者となる。
- 専門学校が附則第2条養成所に指定されなかった場合、修学年数と就業年数の合計5年間で、講習会(全項目)→予備試験→合格→国家試験という流れになる。
- 法律が施行される2022年(令和4年)5月1日を迎えなければ、国家資格の養成所であると学校は正式に公言できない。学生からすると、入学したが果たして自分が通う学校は国家資格の養成所になれるのかどうか不明瞭な状況ではあるが、養成所指定要件が定まり次第、自校の指定に関する方向性が確認できると考える。
- 附則第2条の養成所に指定される卒業生に当てはまらない者は、学校に通っていた2年間ないし3年間は実務経験に加算できることとする。例えば「2年制を卒業してすぐに2年間働き、その後結婚で退職し働いていなかったが復職したい。あと何年間働けば実務経験者として認められるのか?」といった場合、本来であれば実務経験5年でありプラス3年間必要となるが、学校に通っていた2年間は加算され、修学年数2年+就業年数2年となり、あと1年間働けば合計5年間の実務経験者としてみなす。
- 予備試験合格者は国家試験受験は制限なく受験可能となる。
- 動物看護に関わる科目を教えている場合は、その実績を実務経験としてカウントできる。
- 国外の資格取得者や国外で就業歴の扱いについては獣医師法の立て付けと合わせて個別に調整予定である。海外の動物診療施設で行われている内容と日本との比較など個別に対応していかざるを得ない。

(10) 現任者 民間資格取得者の受験

- 認定動物看護師の資格取得者は高位平準化の観点でフィルタリングが済んでおり、講習会の軽減負担として制度に反映させる。
- 軽減負担の内容は、履修科目のボリュームの大幅な減少、それに伴い時間数及び費用も減少する。

[現任者 民間資格取得者の受験 Q&A]

Q1. 日本小動物獣医師会資格取得者で実務経験なしの者、日本小動物獣医師会資格取得者で実務経験5年以上の者はどのような扱いになるのか?

A1. 日本小動物獣医師会資格取得者としての特例を置くつもりはない。実務経験5年以上に尽きる。

(11) 令和4年度入学生

- 2022年度（令和4年度）2年制入学生は在学中に全ての講習会を受講し、国家試験を受験する。

[令和4年度入学生 Q&A]

Q1. 2年制入学生のカリキュラムは現コアカリか？学校独自のカリキュラムでも良いか？

A1. 2022年（令和4年）度の入学生は法施行前のため国家試験カリキュラムではない。しかし2年制の入学生であってもコアカリキュラムレベルの履修をしているのであれば附則第2条の養成所を卒業する学生に該当し、国家試験を受験するチャンスは得られる。学校独自のカリキュラムでも良いかという問いに対して補足すると、認定動物看護師統一試験は2022年（令和4年）3月が最終になるが、そうすると2022年度（令和4年度）の学生はコアカリキュラムという言葉が残っていないタイミングでの入学生となる。コアカリキュラムという看板が外れると学校のカリキュラムということになるが、カリキュラムの全体を見て、要件を満たしていれば附則第2条の養成所になる。よってこの場合の2年制の入学生も受験チャンスはある。

Q2. 3年制入学生のカリキュラムは国家試験カリキュラムか現コアカリに準ずるカリキュラムのどちらになるか？

A2. 1ヶ月後に国家試験カリキュラムを始められる学校であれば通常ルートとすることを検討中。国家試験カリキュラムが間に合わない場合は、附則第2条特例の対象者になるので講習会を在学中に受講し国家試験を受験する流れとしても構わない。

(12) 現時点での学生募集活動

- 学校案内やホームページに表記する文言の統一をしたらどうかという意見をいただいたが指導する予定はない。
- 国と自治体が相談窓口を開始し準備が整ってはじめて学校側も指定申請準備中といえる。この言い方ができるのは2021年（令和3年）5月以降になるのではないかと。
※2021年（令和3年）5月以前でも「養成所指定申請準備中」とする方向で主務省が調整することとなった（後日主務省HPのQAを更新予定）。
- 現段階では“認可を目指している”という言い方が適切であるのではないかと。
- 法律施行後の2022年（令和4年）5月1日を経過しなければ認可校とは表現できない。
- 国家試験の認可校だとパンフレットに記載し募集活動を行える対象学生は2024年度（令和6年度）以降になるだろう。
- 2022年（令和4年）夏頃には法律の施行（養成所指定）が済んでいるので、2023年（令和5年）度入学生に対しては認可校であると広報できる可能性はある。
- ステップとしては、認可を目指している、準備中、認可された、という3つのステップを踏むことになる。

(13) その他 Q&A

Q1. ペットビジネス系の履修者も受験可能か？

A1. 学事課との関係でいえば、2年制の学科を設置している学校は3年制にシフトしなければ国家試験受験ルートに乗れないので、2年制の動物看護学科を3年制へ改変することが全国的に見れば多いパターンかと予想している。ペットビジネス学科等の下に動物看護師コース、トリマーコースやドッグトレーナーコースなど学科の下にコースで分けて経営している学校もあるだろう。学科の年数変更や学科の新設となれば、学事課との関係で手続きの重さは変わってくる。国家資格の動物愛玩看護師に関しては履修内容の準備を求めており、ペットビジネス系であるかどうかは愛玩動物看護師養成所の要件としてはクリティカルに関わる部分ではない。極端な例として、トリマー学科という名称であっても、第31条の養成所要件（3年間以上で国家試験カリキュラム教育実施）を満たす場合は、養成所として認定されると考えられる。

Q2. 現コアカリキュラムに対応していない養成所はどのようになるか？

A2. コアカリキュラム導入前の学生の扱いについては個別に審査をしなければならない。現コアカリキュラムに対応していない養成所については、まずは卒業生や現在就学中の学生についてはカリキュラムを確認し、過去にさかのぼりどこまで受験資格の特例が適用され得るのか検討する。現在はコアカリキュラムに対応していなくとも第31条養成所として認定されたいのであれば国家試験カリキュラムに対応してもらう必要がある。

Q3. 学科名称の指示はあるか？「愛玩動物看護」という文言は可能か？

A3. 愛玩動物看護学科というのがスタンダードかと思うが、学科名称の指定はない。

Q4. 臨床実習（動物看護総合）の前に、獣医師のような教養試験を行う予定か？

A4. 予定はない。

4. 共有会当日参加者からの質疑応答

Q1. 受験資格を得るために教育課程は3年間必要とのことだが、2年間でも可能というのどのような場合か？

A1. 法施行後は教育課程3年制が要件になるが、法施行前は2年制であっても特例措置により講習会を経て受験資格を取得できる。詳細は資料B参照。

Q2. 国家資格受験に関しては卒業年次とのことだが4年制の学科を設置している学校も4年次に受験するのか？3年次で良いのか？

A2. 3年制であれ4年制であれ、法律の施行前の学生は講習会を受けて卒業学年時に国家試験を受験することが原則の流れである。ただ4年制の場合、コアカリキュラムの履修は3年制を終える前に済んでいることが予想され、その点は特殊となるが公平性の観点からは卒業のタイミング

で受験してもらいたい。学校の都合で要請があれば個別で検討したい。

Q3. 教員要件は詳細を定める予定はないとのことだが獣医師や動物看護師の人数に関しても要件はないのか？また設備や施設の有無は認定に関わるか？

A3. 認定動物看護師受験可能校の中には常勤が2人しかいないという学校もある。認定動物看護師受験可能校であれば養成所から除外されてしまうことがないように教員要件は設けない。施設要件も同様である。

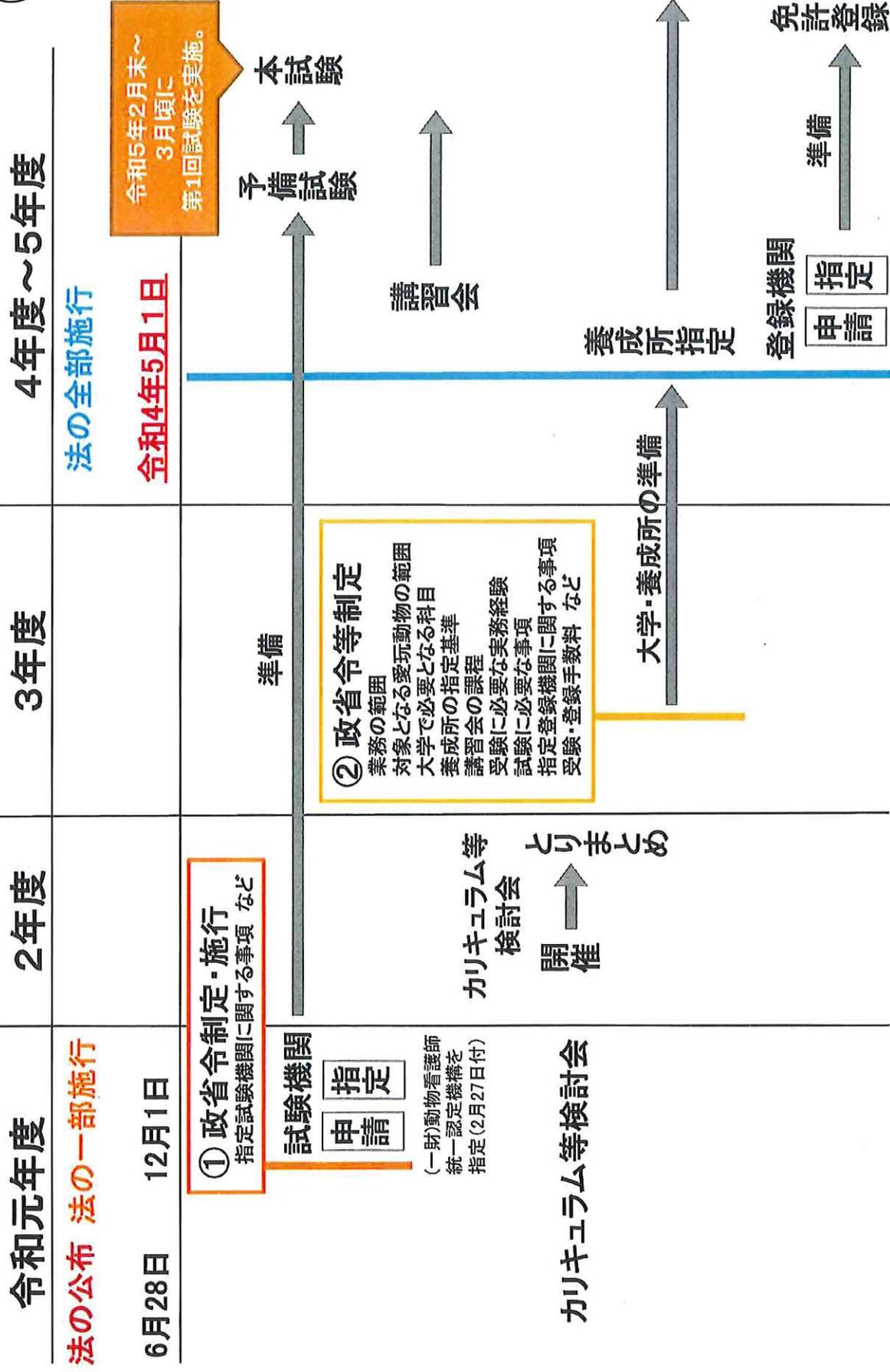
Q4. 対象動物は愛玩動物としているが、いずれは産業動物にも広がる可能性はあるか？

A4. 現在は産業動物へ広がるという議論は進んでいない。だが、法律が制定される際も産業動物まで対象を広げるべきではないかという意見もいただき、そうした意識を持っている国会議員もいる。この法律を育てていく中で現場の皆様の意見を頂戴しながら検討していきたい。

Q5. 現在の認定動物看護師統一試験にはない必須問題というものが国家試験に入ってくるがこの詳細を知りたい。

A5. 必須問題、一般問題、実地問題のそれぞれのコンセプト自体、現時点では農林水産省と環境省の両省で明確化ができていないため回答は出来かねる。今後、指定試験機関の試験委員が作成していくことになる。整次、レベルや範囲等の出題基準について説明したい。

A



【参考資料4】 愛玩動物看護師国家資格 受験資格特例スケジュール

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
既卒者・ 在学者 特例措置	専修学校(2年制)								
	専修学校(3年制)・短期大学(3年制)								
	大学(4年制)								
	専修学校(2年制)								
※講習会を経 て 受験資格取得	専修学校(3年制)・短期大学(3年制)								
	大学(4年制)								
	専修学校(2年制)								
	専修学校(3年制)・短期大学(3年制)								
国家資格 カリキュラム									
✓ R4.5.1国家資格カリキュラム開始学校の学生:通常 ルート									

R4.5.1 (法施行日) (第1回試験日) 予備試験

R5.2~3 (施行日から5年後) 予備試験(最終)

大学及び養成所において履修すべき科目及び履修すべき科目の到達目標
(報告書へのインプット案)

○大学及び養成所において履修すべき科目

<u>1. 基礎動物学</u>	(360 時間)	⑤動物臨床検査学	(30 時間)
①生命倫理・動物福祉	(30 時間)	⑥動物医療コミュニケーション	(30 時間)
②動物形態機能学	(120 時間)		
③動物繁殖学	(30 時間)		
④動物行動学	(30 時間)	<u>4. 愛護・適正飼養学</u>	(210 時間)
⑤動物栄養学	(60 時間)	①愛玩動物学	(60 時間)
⑥比較動物学	(60 時間)	②人と動物の関係学	(30 時間)
⑦動物看護関連法規	(15 時間)	③適正飼養指導論	(60 時間)
⑧動物愛護・適正飼養関連法規	(15 時間)	④動物生活環境学	(30 時間)
		⑤ペット関連産業概論	(30 時間)
<u>2. 基礎動物看護学</u>	(270 時間)	<u>5. 実習</u>	(600 時間)
①動物看護学概論	(30 時間)	①動物形態機能学実習	(30 時間)
②動物病理学	(30 時間)	②動物内科看護学実習	(120 時間)
③動物薬理学	(60 時間)	③動物臨床検査学実習	(60 時間)
④動物感染症学	(90 時間)	④動物外科看護学実習	(90 時間)
⑤公衆衛生学	(60 時間)	⑤動物臨床看護学実習	(60 時間)
		⑥動物愛護・適正飼養実習	(60 時間)
<u>3. 臨床動物看護学</u>	(360 時間)	⑦動物看護総合実習	(180 時間)
①動物内科看護学	(90 時間)		
②動物外科看護学	(60 時間)		
③動物臨床看護学総論	(30 時間)		
④動物臨床看護学各論	(120 時間)		
		以上 計 1,800 時間	

愛玩動物看護師国家試験及び予備試験について（報告書のたたき台）

項目	内容	アウトプット
出題範囲	試験科目 ^{※1} を出題範囲とし、その内容は履修科目から実習科目を除いたものとする。 【予備試験も同様とする。】	省令
出題方式	マークシート式の筆記試験 【予備試験も同様とする。】	試験事務規程 ^{※2}
問題の性質	・必須問題 ^{※3} ・一般問題 ・実地問題 ^{※3} 【予備試験は <u>必須問題と実地問題</u> とする。】	試験事務の 実施計画 ^{※4}
試験日数	1日間 【予備試験は <u>半日程度</u> とする。】	〃
問題数	全問題数 200～240問（目安） うち必須問題は50問程度 うち実地問題は全体の25%程度 【予備試験は <u>全体で国家試験の半数程度</u> とする。】	〃
合格基準	必須問題の正答率：70%以上 その他問題の正答率：60%以上 【予備試験は <u>全体正答率：60%以上</u> とする。】	〃
配点	1問1点 【予備試験も同様とする。】	〃

※1 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第39条において試験科目を農林水産省令・環境省令で定めることとされている。

※2 法第38条（法附則第4条において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第15条において、指定試験機関は、試験事務規程を定め主務大臣の認可を受けることとされている。

※3 必須問題：愛玩動物看護師として特に重要かつ基本的な事項を問う問題
実地問題：現場で実際に起こり得る症例・事例に対する対処方法等の総合的な事項を問う問題

※4 指定試験機関が、試験事務規程に基づき試験事務の実施計画（試験日程、試験地、試験問題の形式、問題数、合否基準案等）を作成し、主務大臣へ報告することを想定